

京都市告示第 94 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 29 年 4 月 20 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大森経46号線	北区大森稻荷49番地地先から 同町47番地の1地先まで	旧	メートル 11.30	メートル 3.90 ~ 5.70
		新	11.30	4.80 ~ 6.79
小野郷1号線	北区大森稻荷49番地地先から 同町47番地の1地先まで	旧	メートル 11.30	メートル 3.90 ~ 5.70
		新	11.30	4.80 ~ 6.79
岩倉30の1号線	左京区岩倉花園町229番地の1地先内	旧	5.80	5.30 ~ 6.02
		新	5.80	6.01 ~ 6.80
岩倉30の1号線	左京区岩倉花園町213番地の13地先から 同町213番地の5地先まで	旧	31.50	5.20 ~ 5.40
		新	31.50	6.00 ~ 6.03
山端415号線	左京区上高野大塚町10番地の17地先から 同町10番地の25地先まで	旧	36.40	5.00 ~ 5.20
		新	36.40	6.00 ~ 6.32
洛北第一緯25号線	左京区岩倉南大鷲町75番地の3地先から 同町75番地の1地先まで	旧	18.90	5.95
		新	18.90	6.00 ~ 6.02

洛北第三経4号線	左京区岩倉幡枝町2054番地の2地先から 同町2054番地の5地先まで	旧	22.30	6.00 ~ 6.01
		新	22.30	6.37 ~ 6.39
洛北第三経7号線	左京区岩倉幡枝町2135番地の6地先内	旧	19.70	6.00
		新	19.70	6.34 ~ 6.37
吉祥院西経10号線	南区吉祥院新田式ノ段町88番地の23地先内	旧	3.30	5.80
		新	3.30	6.00 ~ 11.75
南第一緯18号線	南区西九条高畠町27番地の25地先から 同町27番地の2地先まで	旧	21.30	5.85
		新	21.30	6.14 ~ 6.17
南第三経38号線	南区東九条東岩本町13番地地先から 同町10番地の2地先まで	旧	40.20	6.00 ~ 9.80
		新	40.20	6.00 ~ 9.80
南第三緯4号線	南区東九条東岩本町25番地の21地先から 同町24番地の5地先まで	旧	77.80	6.00 ~ 10.80
		新	77.80	6.00 ~ 10.80
深草緯209号線	伏見区深草小久保町360番地の1地先内	旧	18.90	5.75 ~ 5.90
		新	18.90	6.00

(建設局土木管理部道路明示課)